



平 監 発 第 3 9 号
令和 8 年 2 月 2 0 日

小平市長 小 林 洋 子 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 福 室 英 俊
(公印省略)

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 補助金交付団体監査

令和6年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金交付団体	所管部課
一般社団法人 こだいら観光まちづくり協会	地域振興部 産業振興課
小平市民まつり実行委員会	地域振興部 市民協働・男女参画推進課

(2) 指定管理者監査

令和6年度の公の施設管理に係る事務の執行及び管理運営状況

指定管理者	所管部課
社会福祉法人 雲柱社	こども家庭センター担当部長 こども家庭センター
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	こども家庭部 学童クラブ担当課長

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、以下の着眼点により実施した。

(1) 補助金交付団体監査

【所管部課】

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

【補助金交付団体】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

(2) 指定管理者監査

【所管部課】

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨は達成されているか。
- ② 指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか。

【指定管理者】

- ① 施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適切に実施されているか。
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和7年11月14日（資料提出日）から令和8年1月28日（監査講評）まで

6 監査の結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

一般社団法人 こだいら観光まちづくり協会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

小平市における観光まちづくり事業の振興を図り、地域経済の活性化を促進するとともに、「訪れたい、住み続けたい」と思われる魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

② 補助金の概要（令和6年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
こだいら観光まちづくり協会補助金 (1) 小平市観光まちづくり振興プランに掲げるアクションプランのうち、協会が推進主体として位置付けられている事業 (2) その他協会の目的達成のために必要な事業	32,251,598 円	32,251,598 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<指摘事項>

- ・給与計算が労働条件通知書と異なり過少支給となっているもの

<意見・要望事項>

- ・補助対象外経費である飲食費に補助金が充てられているものが見受けられた。適正に処理されたい。

② 所管部課（地域振興部 産業振興課）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ・補助対象外経費である飲食費に補助金が充てられているが、チェックがされていないものが見受けられた。適正に管理されたい。

小平市民まつり実行委員会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

市民(各種団体等)がそれぞれの立場で、市民まつりに参加することにより、市民意識および連帯意識(ふれあい等)の向上を図り、新しい「ふるさと」づくりを促進することを目的とする。

② 補助金の概要(令和6年度)

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市民まつり実行委員会補助金 (1) 市民まつりに関する調査、研究に係る経費 (2) 市民まつりの実施、運営に係る経費 (3) 市民まつり協力団体、個人の表彰に係る経費 (4) 実行委員会の運営に係る経費 (5) その他市長が必要と認める経費	11,808,023 円	11,340,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課(地域振興部 市民協働・男女参画推進課)に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

社会福祉法人 雲柱社
(子ども家庭支援センター)

(1) 指定管理業務の概要

① 指定管理者の名称

社会福祉法人 雲柱社

② 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

③ 指定管理業務の内容

支援センターの管理に関する業務のうち次に掲げるもの

(1) 小平市子ども家庭支援センター条例第2条に規定する以下の業務

- ① 子どもと家庭に関する相談に関すること。
- ② 子育ての支援に係るサービスに関すること。
- ③ 地域における子育ての活動の促進に関すること。
- ④ 関係機関との連携及び調整に関すること。
- ⑤ 子育てに係る交流事業に関すること。
- ⑥ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(2) その他市長が定める業務

④ 指定管理料（令和6年度）103,215,818円

(2) 監査の結果

① 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（こども家庭センター担当部長 こども家庭センター）に対する監査の結果

上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
(小平市立二小学童クラブ第一、小平市立十三小学童クラブ第一)

(1) 指定管理業務の概要

① 指定管理者の名称

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

② 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

③ 指定管理業務の内容

学童クラブの管理に関する業務のうち次に掲げるもの

(1) 小平市立学童クラブ条例第10条に規定する以下の業務

- ① 児童に対する適切な遊び及び生活の場の提供並びに児童の健全な育成を図る事業の実施に関する業務
- ② 学童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 延長保育時間における学童クラブの利用の承認をすること
- ④ その他市長が定める業務

④ 指定管理料（令和6年度）57,327,000円

(2) 監査の結果

① 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

が、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

- ・指定管理料の請求事務について、四半期ごとの請求書が年度末に一括して提出されているものが見受けられた。適正に処理されたい。

② 所管部課（こども家庭部 学童クラブ担当課長）に対する監査の結果

上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。